

青保第 1384 号  
令和 7 年 3 月 31 日

公益社団法人青森県獣医師会長 殿

青森県健康医療福祉部長  
( 公 印 省 略 )

青森県動物愛護センター使用料及び手数料徴収条例の  
一部を改正する条例の公布について

日頃より、本県の動物愛護管理行政の推進について、格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

青森県動物愛護センター使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例（令和 7 年 3 月青森県条例第 18 号）が、令和 7 年 3 月 28 日に公布されましたのでお知らせします。

記

1 改正の趣旨

青森県動物愛護センター使用料及び手数料徴収条例に規定するセンターから犬又はねこを譲り受けようとする者が納入することとされている譲渡手数料を徴収しないこととするため、当該条例の一部を改正するものである。

2 主な改正の内容

- (1) 譲渡手数料の徴収を削除したこと。
- (2) 題名を「青森県動物愛護センター使用料徴収条例」に改めたこと。

3 施行期日

令和 7 年 4 月 1 日

担当 保健衛生課食品衛生グループ 村田  
TEL 017-734-9214  
FAX 017-734-8047  
hoken@pref.aomori.lg.jp